

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月及び同年4月については、国民年金第3号被保険者期間と認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月及び同年4月

私は、平成6年5月*日に婚姻したが、同年3月下旬には、夫との共同生活を始めていた。

また、私の年金手帳には平成6年3月31日に第3号被保険者になった記載がある。

申立期間が第3号被保険者でなく、国民年金保険料の未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳に記載されている第3号被保険者の資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日である平成6年3月31日とされている。

また、オンライン記録により、申立人は、平成6年5月*日の婚姻日から第3号被保険者となっていることが確認できるが、申立人が夫との結婚の披露宴を行ったのは、同年4月*日であることが申立人の所持する同披露宴の席次表により確認できることから、申立人及び夫は、婚姻日前から夫婦の共同生活を成り立たせようとする合意があったことが確認できる。

さらに、申立人は、当委員会の口頭意見陳述において、自身の日記に記載されているとして、平成6年3月20日以降における夫との共同生活の状況を説明した。当委員会に対し、当該日記の提示等は得られなかったが、その説明内容は具体的かつ自然であり、申立人及び夫は、夫婦の共同生活を行っていたと認められることから、申立人は、第3号被保険者の要件を満たしていたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る国民年金の納付記録については、国民年金第3号被保険者として保険料納付済期間であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年6月から48年5月まで
② 昭和48年6月から同年9月まで

私が所持する国民年金手帳には、資格取得日が20歳到達日となっており、当時、父が加入手続を行い、婚姻するまで国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

申立期間①が国民年金の未加入期間で、申立期間②が保険料の未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号は昭和48年11月に払い出されていたことが確認できることから、申立人の父親は、当該期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能であった上、特殊台帳及びA市役所作成の国民年金被保険者名簿（電算）における資格取得日が、いずれも48年6月1日とされていること、及び申立期間②後の保険料は全て納付済みとなっていることを踏まえると、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

2 しかしながら、申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に直接関与しておらず、保険料納付等を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の手帳記号番号の払出時点で、当該期間のうち、昭和46年9月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人の所持する国民年金手帳の資格取得日は申立人の20歳到達日が

記載されているが、上述のとおり、特殊台帳及びA市役所作成の国民年金被保険者名簿（電算）における資格取得日は、いずれも48年6月1日とされていることから、当該期間は国民年金の未加入期間とされており、納付書は発行されず、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに父親から手帳を受け取ったことは無いとしており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いことなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から同年12月まで

私は、昭和48年1月以降の国民年金保険料を3か月ごとに金融機関で納付したはずであり、48年1月から同年3月までの保険料は、当初未納とされていたが、所持する領収書を社会保険事務所（当時）に提示したところ、納付記録が追加された。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間直前の昭和48年1月から同年3月までの期間については、当初、国民年金保険料が未納とされていたが、申立人の所持する領収書により、平成19年9月7日に納付済期間に変更されたことがオンライン記録により確認でき、申立人の納付記録の管理に不適切さが見られる。

また、申立期間は9か月と短期間であり、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間に保険料の未納は無く、厚生年金保険との切替手続も適切に行っている。

さらに、申立人は、上記の納付済期間に記録変更された申立期間直前の期間の保険料を昭和48年3月2日に現年度納付しており、申立期間の保険料も現年度納付することが可能であること、申立期間直後の49年1月から同年3月までの保険料を同年12月3日に過年度納付しており、当該時点で申立期間の保険料を過年度納付することも可能で、申立期間の保険料を未納としたまま、その直後の期間の保険料を納付することは不自然であることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 5 月から同年 10 月までの期間、37 年 5 月から同年 11 月までの期間及び 38 年 5 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、妻が当時納付してくれたことによるものと思われる昭和 36 年度から 38 年度までの「国民年金保険料カード」を所持しており、各月の欄には A 町の検認印がある。

申立期間のうち、未加入期間については国民年金保険料の納付済期間として認め、厚生年金保険加入期間については納付した保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和 36 年度から 38 年度までの「国民年金保険料カード」には、A 町役場が国民年金手帳を保管し、受領印のある月については、同町が手帳に印紙検認を行う旨の印刷があり、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 36 年 1 月に申立人の妻と連番で払い出されたことが確認できる手帳記号番号、申立人の氏名、生年月日及び当時の住所地のほか、各月の欄には A 町の検認印があることから、この「国民年金保険料カード」は、申立期間の保険料が納付されたことを示すものと考えられる。

また、申立人は、上記手帳記号番号の払出時点及び申立期間中の当初を含む 4 つの期間（昭和 36 年 4 月、同年 11 月から 37 年 4 月までの期間、同年 12 月から 38 年 4 月までの期間、同年 11 月から 39 年 3 月までの期間）に厚生年金保険に加入しており、当該手帳記号番号はオンライン記録に確認できないことから、取り消されたものと考えられるが、申立期間中には国民年金の強制加入適用期間もあることから、手帳記号番号の取消は不適切な事務処理であり、上記の納付済保険料が申立人に還付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、昭和36年4月、同年11月から37年4月までの期間、同年12月から38年4月までの期間及び同年11月から39年3月までの期間については、申立人は、厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成15年12月4日から同年12月16日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同年12月4日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準賞与額に係る記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月1日から同年12月16日まで
② 平成15年12月12日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が、平成15年12月16日となっている上、同年12月に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

A社では、平成15年12月1日から厚生年金保険に加入していたと記憶しており、また、私が所持している給与支給明細書(2003年12月分賞与)には厚生年金保険料が控除されている記載があるので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録では、申立人は、A社において、平成15年12月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、同社の業務を継承したB社が保管する平成15年の申立人の賃金台帳から、申立人は同年8月から同社に勤務していることが確認できる。

また、B社は、「申立人は平成15年8月4日から勤務していたが、厚生年金保険に加入しない試用期間が4か月あることから、同年12月4日に正社

員になったと思う。」と説明している。

一方、申立期間①のうち、平成15年12月1日から同年12月4日までの期間については、上記のとおり、B社は、申立人の当該期間については厚生年金保険に加入しない試用期間であった旨を回答していることから、申立人の当該期間について、厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正する必要は認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日は平成15年12月4日であると認められることから、厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

- 2 申立期間②について、申立人が所持する平成15年12月分賞与に係る給与支払明細書及びB社が保管する「平成15年賃金台帳」において、申立人は、同年12月12日に支給された同年12月分賞与から、その主張する標準賞与額2万円に基づく厚生年金保険料を控除されたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間②に係る標準賞与額に係る届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成3年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から同年6月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、平成3年5月31日までA社に勤務しており、申立期間当時の給与明細書を所持しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する雇用保険受給資格者証から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する給与明細書において、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、B社は、「当時の資料を保管していないが、亡くなった前社長から、申立期間については、申立人の給与から誤って厚生年金保険料を控除したため、返却したと聞いている。短時間労働であった可能性もある。」と説明している。

しかしながら、申立人は、「保険料が返却された記憶は無い。」と述べている上、申立人が所持する預金通帳にも保険料の振込があった形跡は確認できず、このほか、申立人が上記の保険料を受領したことを確認できる資料は無い。

また、申立人が所持する上記給与明細書の給与支給額（「控除計」及び「差

引支給額」の合計) 及び「支給額累計」から、申立期間の給与支給額は、それ以前と比較して減額されていないと考えられ、申立人が申立期間において、短時間労働に変更になったことはうかがえない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書から 16 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認する関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から52年3月まで

私は、A区Bに居住していた時に先輩と共に区役所へ行き、納付していなかった国民年金保険料の金額を調べてもらい、一括して保険料を納付したはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区役所で聞いた国民年金保険料の未納額が納付可能な金額だったことから、まとめて納付したと主張しているが、保険料の納付金額、納付時期及び納付場所の記憶が曖昧である。

また、オンライン記録には、昭和53年7月から同年12月までの保険料が充当された記録があること、還付整理簿及び「還付・充当・死亡一時金リスト」により、51年4月から53年3月までの保険料として420円が還付された記載があること、及び52年4月から53年3月までの保険料は納付済みであることから、この還付対象期間の終期の53年3月は52年3月の記録誤りで、51年4月から52年3月までの保険料が時効期間の経過後に納付されたことから、53年7月から同年12月までの保険料に充当され、その残金が還付されたものと考えられる。申立人は、保険料を一括して納付したとしていることから、51年4月から52年3月までの保険料を納付した時点で、当該期間より前の期間（48年1月から51年3月までの期間）も時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が保険料を一括して納付した時期は、上記のとおり、昭和52年3月以前の保険料が時効により納付できなかった時期であることから、54年5月以降と考えられ、申立人が保険料を納付したとするA区Bに居住し

ていた55年7月までは第3回特例納付実施期間であったものの、上記のとおり、申立人は、保険料を一括して納付したと主張しており、保険料を過年度納付したことによる充当及び還付の記録があることから、申立人が申立期間の保険料を特例納付したとは考え難い。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月

「ねんきん定期便」が送付されたのを契機として、国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間は厚生年金保険の加入期間で、一旦納付された国民年金保険料は平成7年10月に還付されているとの回答を受け取った。

還付の請求をしておらず、還付金を受け取った記憶も無いので、申立期間の保険料を還付してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書により、申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成7年7月21日に納付したことが確認できるが、オンライン記録では、還付期間、還付理由、還付金額及び還付決議日等が確認でき、当該記録内容に不合理な点は認められない。

また、オンライン記録において、申立期間に係る還付金が、申立人の父親を代理人として、父親の銀行預金口座に振り込まれたことになっていることについて、申立人及び父親は、そのような手続をした記憶は無いと主張しているが、当該預金口座は、平成12年以降に父親の年金の受取口座とされているもので、申立人又は父親からの情報が無い限り、当該還付金の送金（支払）当時（平成7年10月）に社会保険事務所（当時）が把握することはできなかったものと考えられることから、父親を代理人とする還付請求書の提出があったと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から55年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月から55年6月まで

私の父は、私が昭和54年3月に会社を退職して実家に戻り、その後に就職するまでの間、国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付してくれたと思う。

申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、平成2年8月頃に払い出されたものと推認できること、A市役所作成の国民年金被保険者名簿（紙台帳）には、申立人の資格取得年月日は2年8月6日と記載されていることなどから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、納付書が発行されず、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していたことは無いとしていることなどから、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）も無いなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 33 年 9 月 10 日から 35 年 12 月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

A社には2年7か月間くらい勤務したと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社には、中学校卒業後に男性数人と一緒に入社した。」と申し立てしているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和33年7月1日と同日に資格取得した記録がある男性従業員二人のうちの一人名は、「中学校を卒業した後、申立人と共にA社に入社した。」としている上、ほかの一人も、「申立人のことを記憶している。」としていることから、申立人が申立期間①において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は既に解散している上、事業主が既に亡くなっていることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、上記被保険者名簿から、昭和33年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員のうち、別の二人は、「昭和33年の春の中学校卒業直後にA社に就職したが、採用当初3か月間は見習期間ということで、厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と証言してい

ることから、当時、A社では、必ずしも採用と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

2 申立期間②について、申立人は、「A社には2年7か月間くらい勤務し、昭和35年12月頃に退職したと思う。」と主張しているが、上記のとおり、同社は既に解散し、事業主が亡くなっていることから、申立期間②における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、オンライン記録から、申立期間②当時、A社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員のうちの5人に照会したところ、いずれの元従業員からも、申立人が申立期間②中も引き続き同社において勤務していたことをうかがわせる証言を得ることができなかった。

3 申立人は、申立期間①及び②について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、いずれの申立期間についても厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②について、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和 51 年 3 月 29 日にA社を退社したが、給与から同年 3 月の厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 51 年 3 月 29 日にA社を退社したが、給与から同年 3 月の厚生年金保険料を控除されていたと思う。」と主張しているが、当時、同社で総務を担当していた元従業員は、「3 月末日の退社であれば翌日の 4 月 1 日喪失になるため、3 月分の給与から 2 月及び 3 月の保険料を控除することになるが、3 月 29 日に退社したということであれば、3 月分の給与から控除するのは 2 月の保険料だけということになる。」と証言している上、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、厚生年金保険法第 14 条及び同法 19 条により、事業所を退職した翌日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日とし、被保険者期間を計算する場合には、この資格喪失日の前月までを被保険者期間に算入するとされている。これらの規定により、申立てに係る昭和 51 年 3 月を被保険者期間とするには、少なくとも同年 3 月 31 日以降までA社に在職していることが必要であり、退職日の翌日である資格喪失日は同年 4 月 1 日以降でなければならない。

しかし、A社の後継会社であるB社が保管している名簿には、申立人が昭和

51年3月29日に退社したことが記載されている上、上記のとおり、申立人自身も同日にA社を退社したとしていることから、申立人の同社における資格喪失日は同年3月30日であり、仮に、申立人の給与から同年3月の厚生年金保険料が控除されていたことが認められたとしても、申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。